

額が減る場合があります。平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている人で、平成19年分の所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

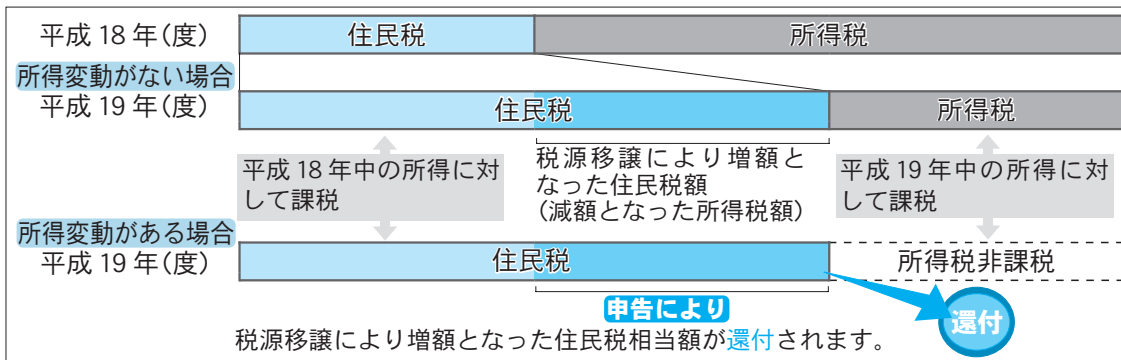
平成19年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成20年3月17日までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別控除申請書」を提出してください。

平成19年に所得が減った人が所得が課税されなくなった

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

なお、所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。平成19年度分を課税した



平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ平成20年7月までに減免申請書を提出することで、平成19年度の住民税額を税源移譲前の住民税額まで減額する経過措置が適用されます。

税務署からのお願い

税務署の申告会場では、納税者の皆さんが確定申告書や収支内訳書を自ら作成し、不明な点があれば、職員が助言を行う「自書申告」を推進しています。

この「自書申告」はすべての納税者の皆さんがそれぞれの責任において適正な申告と納税を行うという申告納税制度の趣旨にのっとりたものです。

「確定申告の手引」や「前年分の申告書控」などを参考に確定申告書を作成し、早期に提出していただきます。自宅にパソコンがある人は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用することで簡単に確定申告書等を作成することが出来ます。作成した申告書はプリンターで印刷し提出することが出来ます。また、税務署では自宅のパソコンからインターネットを利用して確定申告書の提出ができる国税電子申告納税システム(イータックス)を推進しています。イータックスを利用すると、

①最高5千円の税額控除を受けることが出来ます。

- (一定の要件あり)
- ②医療費の領収書等の添付書類の提出を省略できます。
- ③通常の申告よりも還付金を早期に受け取れます。
- ④確定申告期間中は24時間利用可能です。

など、便利で使いやすくなっていますので、ぜひご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ又はイータックスホームページをご覧ください。

申告書は郵送で提出できますが、その場合、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日となります。なお、小包郵便物は郵便法の改正により郵便物ではなくなりましただので郵送で提出する場合は注意してください。

確定申告書の提出や納税を、3月17日(月)の期限までにしなかった場合や、税額を少なく申告していた場合は、加算税や延滞金を納めなければならぬ場合がありますので注意してください。

問い合わせ

和山山税務署

☎67213171

市役所税務課

☎67216119